



岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市条例第 37 号

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

(岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市
条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表
の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、
当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合に
は、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第14条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の</u> <u>16第4項において準用する法第21条の5の18</u> <u>第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等</u> <u>（学校設置者等及び民間教育保育等事業者</u> <u>による児童対象性暴力等の防止等のための</u> <u>措置に関する法律（令和6年法律第69号）</u> <u>第2条第2項に規定する児童対象性暴力等を</u> <u>いう。以下この条において同じ。）を防止</u> <u>し、及び児童対象性暴力等が行われた場合</u> <u>に利用乳幼児を適切に保護するため、児童</u> <u>等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業</u> <u>務に従事する者のうち、支配性、継続性及</u> <u>び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児</u> <u>に接するものをいう。）に係る犯罪事実確</u> <u>認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確</u> <u>認をいう。）その他の必要な措置を講じな</u> <u>ければならない。</u>	第14条 <u>削除</u>

--	--

(岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岐阜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第14条 （略） <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第14条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	(虐待等の禁止) 第14条 （略）

(岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
(業務継続計画の策定等) 第13条 （略）	(業務継続計画の策定等) 第13条 （略）

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第3条の2 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条</u>	(虐待等の禁止) 第3条の2 (略)

第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）
第5条 岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(管理運営等) 第12条 (略) 2～11 (略) <u>12 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	(管理運営等) 第12条 (略) 2～11 (略)

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。